

# 危険物 Q & A 集

整理番号	24	区分	貯蔵・取扱い	B	2
質問	セルフ式ガソリンスタンドの固定注油設備（灯油）を用いて、自分で灯油を容器に詰め替える場合の注意点はありますか。				
回答	<p>必ず容器を自動車から下ろし、詰め替え場所として指定されている場所で行ってください。</p> <p>容器の積み下ろしの手間を省くため、自動車の荷台にポリ容器を置いたまま灯油を入れ、容器から灯油があふれてしまった場合、高温状態のエンジンやマフラーに灯油が接触してしまい、火災になる危険性があります。</p>				
根拠法令等	消防法 第10条第3項 危険物の規制に関する政令 第27条第6項第1号の3号				